

義務教育関係諸学校における会議等の見直しにかかわる

提 言

（第 一 次）

会議等のあり方を見直すことで、
教員が子どもと向き合う時間をより多く確保するために

平成 21 年 12 月 14 日

義務教育関係会議等のあり方見直し検討会議
長 野 県 教 育 委 員 会 事 務 局

はじめに

平成 21 年度から新しい学習指導要領の移行措置が始まり，小学校においては週 1 時間授業時数が増加しました。中学校においても平成 24 年度から週 1 時間増加することになっていきます。これまでも各学校では工夫して，学年会や係会，研修会等を実施してきましたが，このような状況でさらに会議や研修会等(以下「会議等」という。)の設定が困難になってきています。

一方，これまで県教育委員会や市町村教育委員会，教育関係機関等では，子どもたちの伸びる力を一層伸ばすためには，授業の充実が最も重要であると考え，広く教員等を集めて会議等を開催してまいりました。

これらの会議等は，授業が行われている時間帯にも設定されることがあり，多くの学校では，このような場合には授業の交換を行い他の教師が授業をしたり，課題を設定しプリントなどを用意して自習をさせたりしています。

しかし，新教育課程完全実施を目前にした今，校内の会議等の設定も困難な状況の中，もつと教員が目の前の子どもと向き合う時間の確保が必要なのではないかとの指摘が寄せられています。そのためには，会議等のための自習を削減したり，放課後の補充学習や子どもと語り合う時間を設けたりして，子どもと向き合う時間を増やすことで，日々の授業を充実させることが大事なのではないかと思えます。

そこで，こうした経過を踏まえ，既に会議等の見直しを始めていた教育関係機関と県教育委員会事務局では，「義務教育関係会議等のあり方見直し検討会議」を平成 21 年 1 月に設置し，意見を交換しながら，会議等のあり方について検討をしてまいりました。

検討の結果，市町村教育委員会，義務教育諸学校，県教育委員会，教育関係機関，それぞれにおいて取り組んで欲しいことを明らかにし，提言としてまとめました。そして，提言が実効性をもつよう，県教育委員会事務局には先導的に見直し案を作成すること，市町村教育委員会や教育関係機関等にはそれぞれの検討結果を公表することを要請しました。

この提言が，今後県内の全ての小・中・特別支援学校，及び各市町村教育委員会などにおいて活用され，教員がもっとじっくりと目の前の児童生徒と向き合う時間を確保することで，子どもたちの伸びる力を一層伸ばすことができることを期待いたします。

平成 21 年 12 月 14 日

義務教育関係会議等のあり方見直し検討会議座長 渡邊 宣裕

目次

1	義務教育関係会議等のあり方見直し検討会議の目的	1
2	検討内容	1
3	確認事項	1
4	参集教育関係機関	1
5	義務教育関係諸学校における会議等の現状	2
6	会議等が多い背景	2
7	現状を踏まえた提言	4
	会議等の見直しに関わる方針	4
	市町村教育委員会や各学校への提言	5
	長野県教育委員会・教育関係機関への提言	7
8	長野県教育委員会が先導的に進める取組	9

参考資料

A市B小学校とC市D中学校における会議等の状況	11
移行措置期間中における標準授業時数について	13
「文部科学省が行う調査の見直しについて(通知)」	15
「学校現場の負担軽減のための取組について」	19
「小・中・特別支援学校への作文・ポスター等の募集，行事参加等の要請について」	24

1 義務教育関係会議等のあり方見直し検討会議の目的

新教育課程の実施に合わせ、授業時数の増加や指導内容の増加が見込まれることから、教員が子どもと向き合う時間の確保や、各学校における年間計画や日課の見直しが必要となるほか、教員も多くの業務等で多忙感も増加することが予想されます。

また、平成20年3月31日付けの文部科学省よりの「学校現場の負担軽減のための取組について」の通知により会議等の精選が求められています。

このような状況の中で、学校生活全体を子どもの目線からとらえなおし、会議等の見直しや削減などを行い、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようにすることを目的とします。

2 検討内容

具体的な検討事項として、義務教育関係諸学校における、校内及び校外の会議等のあり方について検討を行います。

3 確認事項

(1) 意義や意味があつて会議等が位置づいてきた経過を尊重するとともに、現在会議等が実際に果たしている価値などについて、新学習指導要領への移行期という時期も踏まえて検討を行います。

(2) 教育委員会事務局や関係機関が、できるところから見直しや削減を行っていく「積み上げ方式」で見直しや削減を行います。

(3) 各学校において平成22年度の年間計画作成業務の開始に間に合うよう、平成21年12月には一定の方向を示します。

4 参集教育関係機関

教育関係機関

長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県小学校校長会、長野県中学校校長会

長野県特別支援学校校長会、信濃教育会

教育委員会事務局

義務教育課、特別支援教育課、保健厚生課、スポーツ課、教育総務課

教学指導課（検討会議の事務局）

5 義務教育関係諸学校における会議等の現状

会議等の見直しを進めるために、実際にどの程度、会議等への参加のため、教員が出張しているのか、小学校1校、中学校1校を取り上げその状況を調べました。(P11 参照)

A市B小学校（各学年3学級，2特別支援学級，教員数は校長教頭を除いて24人）では、平成19年9月に会議等で，25時間分の授業時間等に教師が出張をしています。同年10月には68時間，同じく11月には68時間分の授業で会議等のため出張しています。20日ほどの1ヶ月の登校日の中で，1日に2～3人の教員が会議等のため不在になる日もありました。また，出張の内容では，幼稚園や保育園から入学してくる子どもたちの指導にかかわる就学支援関係の会議等が多く，小学校らしい特徴がうかがえます。

一方，C市D中学校（各学年7学級，2特別支援学級，教員数は校長教頭を除いて38人）では，平成20年9月40時間，10月68時間，11月83時間分の授業時間等に教師が出張しています。やはり，1日に3人程度の教員が，会議等のため不在になる日がありました。中学校のこの時期は，高等学校への体験入学引率や部活動の新人大会に関わる会議等が多いことが特徴となっています。

小・中学校を通じて，県教育委員会や教育事務所が開催している会議等だけでなく，市町村教育委員会や都市段階の会議等がかなりあることがわかりました。

このようなことから，教員の出張が多くなり，自習時間が生まれる，放課後の補充学習や子どもと語り合う時間が取れない，係全員がそろった校内会議が取りにくくなるといった状況があることがわかりました。

6 会議等が多い背景

(1) 山積する教育課題への対応

現在，社会の変化に対応した様々な取組が学校教育に求められていて，各学校においてはその具体的な取組がなされています（例えば，ICT教育の推進，学校評価など）。これらの取組の中には，今までの教育活動を踏まえて実践できることだけでなく，これまでの経験だけではとても対応できないこともあります。

そのため，新たな情報や知識，技術を学び，取り入れることが必要になり，県教育委員会や市町村教育委員会，教育関係機関等では，会議等を位置づけてきた経過があります。新しい情報等は，じっくりと時間をかけて丁寧に説明がないと，学校現場では取り組むことが難しいため，児童生徒の下校後ではなく，午前中などから会議等を開催することもあり，結果として参

加する教員が担当する学級では自習になってしまいます。

(2) 県教育委員会や市町村教育委員会が独自に位置づける会議等
県教育委員会や市町村教育委員会が、特色ある教育活動推進のため、あるいは地域の実情を考慮した教育の推進のため、独自に位置づけている会議等があります。

例えば、音楽が文化として根付いている地域では、音楽にかかわる会議等が多くなります。また、スキーやスケートなどの盛んな地域では、教育委員会と学校、そして地域が一体になって、スキーやスケートにかかわる研修を行っています。このようなことは、読書活動の盛んな地域や、特定の教科において特色を出している市町村でも同様なことが見られます。

このような経過から、地域の実情等に応じた教育活動が推進できるよう、独自に実施されてきた会議等もあります。

(3) 前年度踏襲型で開催される会議等

これまで位置づいてきた会議等は、その必要性があって実施されてきたことは誰もが認める
ところ です。

しかし、ほとんどの会議等の担当者は、年度ごとに変わっているという実態があります。そのため、「昨年まで実施してきたから」、「昨年度までの様子を知らないから」などの理由で、例年とほぼ同じ時期に、同じような参加範囲で実施することが多くなっています。このように「前年度踏襲型」で実施されている会議等も一定数あります。

授業時数が増えるこの時期こそ、今ある会議等を改めて見直す必要があると思います。

(4) 自ら求めて学ぶ気風

長野県では、従来から伝統的に地域が学校や教師を育てる気風がありました。このような気風をもった地域で教育活動に励む長野県の教師は、地域の熱意に押され、自らの力量向上のため、各地に出かけたリ書物を買いたい求めたりして盛んに研修に励みました。

この教師が研修に参加し自己を高めるという熱意は、研修する場を自主的に自らが設けるという形で継承され、現在も県下各地で行われている夏季大学や研修サークル活動等に引き継がれています。

子どもの伸びる力を一層伸ばすためには、研修を大事にしていくという気風や熱意は、今後
も継承していくべきであると考えています。

7 現状を踏まえた提言

会議等の見直しに関わる方針

子どもたちの伸びる力を一層伸ばすため，
会議等のあり方を見直し，
子どもたち向き合う時間をより増やします！

共通認識

会議等への参加のため，授業を自習にしたり，放課後子どもとじっくりかかわる時間がとれなかったりする実態がある。これらは，子どもたちの伸びる力を一層伸ばすためには，憂慮する状況である。

県教育委員会及び市町村教育委員会，教育関係機関は自習を削減させ，教員が子どもと向き合う時間を確保するため，本年度内にそれぞれの実情に即して，実効性のある見直しを行う。

県教育委員会は，その先導として，具体的に削減したり見直しをしたりする会議等を明らかにし，次年度の年間計画作成に合うよう，平成21年12月に公表する。

市町村教育委員会や各学校，及び教育関係機関は，実情にあわせて見直しを行い，統合や削減等をする会議等を明らかにする。

市町村教育委員会や各学校への提言

(1) 市町村教育委員会への提言

各学校に対して、授業時数の確保及び自習の削減、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、実情を踏まえて、会議等や諸行事について見直しをするよう、働きかける。

市町村教育委員会で各学校から教職員を集める儀式的会議等(例えば挨拶回りなど)は簡素化し、教職員が学校をあげる時間をできるだけ削減する。

会議等の回数の見直しとともに、協議や研修内容の精選や能率的な運営に努め、教職員が学校をあげる時間を削減する。

同趣旨の会議等が同一時期に重ならないように、校長会や教育事務所などと協議を行い、合同開催や隔年開催など実情を踏まえた工夫を行い、自習を削減させるとともに教員の負担を軽減するよう配慮する。

児童生徒・教職員の参加を求める事業についても、見直しを行うとともに、その事業実施のための会議等についても、精選を図り最小限で運営ができるようにする。

各学校に参加を依頼した会議等であっても、学校内で事情がある場合は、児童生徒の指導を優先させる。

各自治体内でも電子媒体の利用が進んでいることから、市町村教育委員会と各学校間でも各種提出物や申請様式については、積極的にメールや電子媒体の利用を図り、会議等の資料提出や作成にかかわる負担軽減を図る。市町村教育委員会は、市町村長部局などに対して、学校への作文・ポスター等の募集、行事参加等について、過度な負担をかけないよう依頼する。会議等にかかわる調査や照会などは最小限にとどめるようにし、余裕をもつて報告・回答期限を定めるようにする。

(2) 学校への提言

下記の点について，市町村教育委員会や教育関係機関等と協議をし，見直しを進める。

校内会議については，文書の回覧やペーパーレス化などで対応したり，協議題の事前通知や開始・終了時刻の明確化等による効率的な運営を行ったりするなど，実情にあわせた工夫を行う。

同趣旨の会議等が同時期に開催の場合は，校長の判断でいずれかに参加する。

近隣の役所等から，作文やポスターの作成依頼，児童生徒の演奏依頼，職員の行事参加等の要請があった場合については，適正に授業時間が確保され，児童生徒及び職員に過度な負担をかけないよう配慮する。

部活動や課外活動については，実情等を周知した上で，その実施や回数等について保護者も交えて協議する会議等をもち，児童生徒がゆとりをもって生活を送ることができるようにする。

県教育委員会・教育関係機関への提言

(1) 県教育委員会への提言

市町村教育委員会と協働して、授業時数の確保及び自習の削減、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、会議等について見直しを行う。

市町村教育委員会や各学校が平成22年度の年間計画作成に生かせるよう、県教育委員会が開催している会議等について、先導的に見直しを行い、平成21年の12月中に公表する。

見直しにあたっては、統合や廃止、市町村教育委員会や教育関係機関との共同開催などを行い、実効性を高める。

悉皆による会議等だけでなく、各学校や市町村教育委員会の主体性を尊重した、希望参加方式の会議等も今後位置づけたい。

継続させる会議等については、回数や内容について精選を図り、能率的な運営に努めることで、教職員が学校をあげる時間を削減する。

児童生徒・教職員の参加を求める事業についても、見直しを行うとともに、その事業実施のための会議等についても、精選を図り最小限で運営ができるようにする。

電子媒体等の利用をさらに進め、会議等にかかわる各種提出物等作成の負担軽減を図る。

会議等にかかわる調査や照会などは最小限にとどめるようにし、その調査様式もできるだけ記入がしやすいものにする。また、余裕をもって報告・回答期限を定めるようにする。

例年県教育委員会から長野県の各部あるいは県の現地機関、市町村教育委員会等へ通知している「小・中・特別支援学校への作文・ポスター等の募集、行事参加等の要請について（依頼）」については、再度確認しその趣旨の徹底を図る。

教員の資質向上にかかわる研修や喫緊の課題解決に関わる研修は、今後も充実させる。

教育関係機関等が独自に作成し公表した見直し案については、公表後、本検討会議の事務局で二次提言として取りまとめ、学校などで活用しやすくする。

(2) 教育関係機関への提言

本検討会議からの提言をもとに，教員が子どもと向き合う時間の確保のため，会議等や諸行事について具体的な見直しを進める。

そのため，教育関係機関ではアンケートの実施や見直しにかかわる代表者会議開催などを行い，本検討会議の検討内容の理解が進むように取り組む。

教育関係機関では独自の見直し案を作成し公表する。

教育関係機関の開催する会議等については，統合や廃止，長期休業中などの開催，市町村教育委員会や県教育委員会との共同開催など，実効性のある見直しを行う。

継続する会議等については，回数や内容，参加人数等について精選を図り，能率的な運営に努めることで，教職員が学校をあける時間を削減する。

児童生徒・教職員の参加を求める事業についても，見直しを行うとともに，その事業実施のための会議等についても，精選を図り最小限で運営ができるようにする。

教員の資質向上にかかわる研修や喫緊の課題解決に関わる研修は，今後とも充実させる。

8 長野県教育委員会が先導的に進める取組

(1) 研修の廃止

人数は平成21年度参加者

廃止する会議等	参加人数	廃止の理由
外国語活動担当者連絡会(悉皆研修)	各校1人 386人	2カ年の研修により一定の理解と実践が進展してきた。
特別支援教育コーディネーター入 キルアツツ研修	240人	地域の連絡会や総合教育センターの研修が充実してきているため。

(2) 悉皆研修(全校参加) 希望研修への変更

見直す会議等	開催時期 参加人数	見直しの理由	見直し後	開催時期 参加者	効果
外国語活動中核教 員研修 (悉皆研修)	夏休み中 2 各校1人	5・6年担任がほぼ 受講終了し、指導内 容と指導法に一定の 理解が得られた。	ブラッキング アツツ講座 (希望研修)	夏休み中 半 日 希望者	夏季休業中 の校内研修 の時間が確保 される。

(3) 統合による削減

その1

人数は平成21年度参加者

見直す会議等	時期	参加者	見直しの理由	効果
心の教育長野フオ ーラム (124人)	10月	小中高等の教員、教育関係 者、PTA、企業関係者他	・豊かな人間性を育む等 共通点があり、統合によ り内容の精選と充実を 図ることができると。	約80人の教 員の出張に 伴う自習が 削減する。
体験活動研究協議 会 (39人)	11月	小中高等の教員、教育委員 会等、教育関係者他		

(4) 統合による削減

その2

人数は平成21年度参加者

見直す会議等	時期	参加者	見直しの理由	効果
防犯教室講習会 (85人)	7月	小中高教員、教育関係者、 PTA他	・内容の重複があったの で統合させ、内容の精選 を行うとともに、年度ご とに重点化を図る。	約110人の 教員の出張 に伴う自習 が減る。
学校安全教育指導 者研修会(137人)	11月	小中高教員、安全ボランテ ア・PTA、教育関係者他		

(5) 終日開催から半日開催への変更

見直す会議等	時期	参加者	見直しの理由	効果
特別支援教育教 育課程研究協議会	2月	特別支援学 校の教員等	精選と充実によ り、圧縮ができる。	午前中は授業ができ、子ども と向き合う時間が増える。

(6) 二日開催から一日開催への変更

見直す会議等	時期	見直しの理由	効果
義務校長春季研修	6月	校長が学校にいない日数を減 らすため。	在校時間が増加し、様々な問題等 への迅速な対応が可能となる。

(7) 県教育委員会主催から地元主催型へ変更・見直し

人数は平成21年度参加者

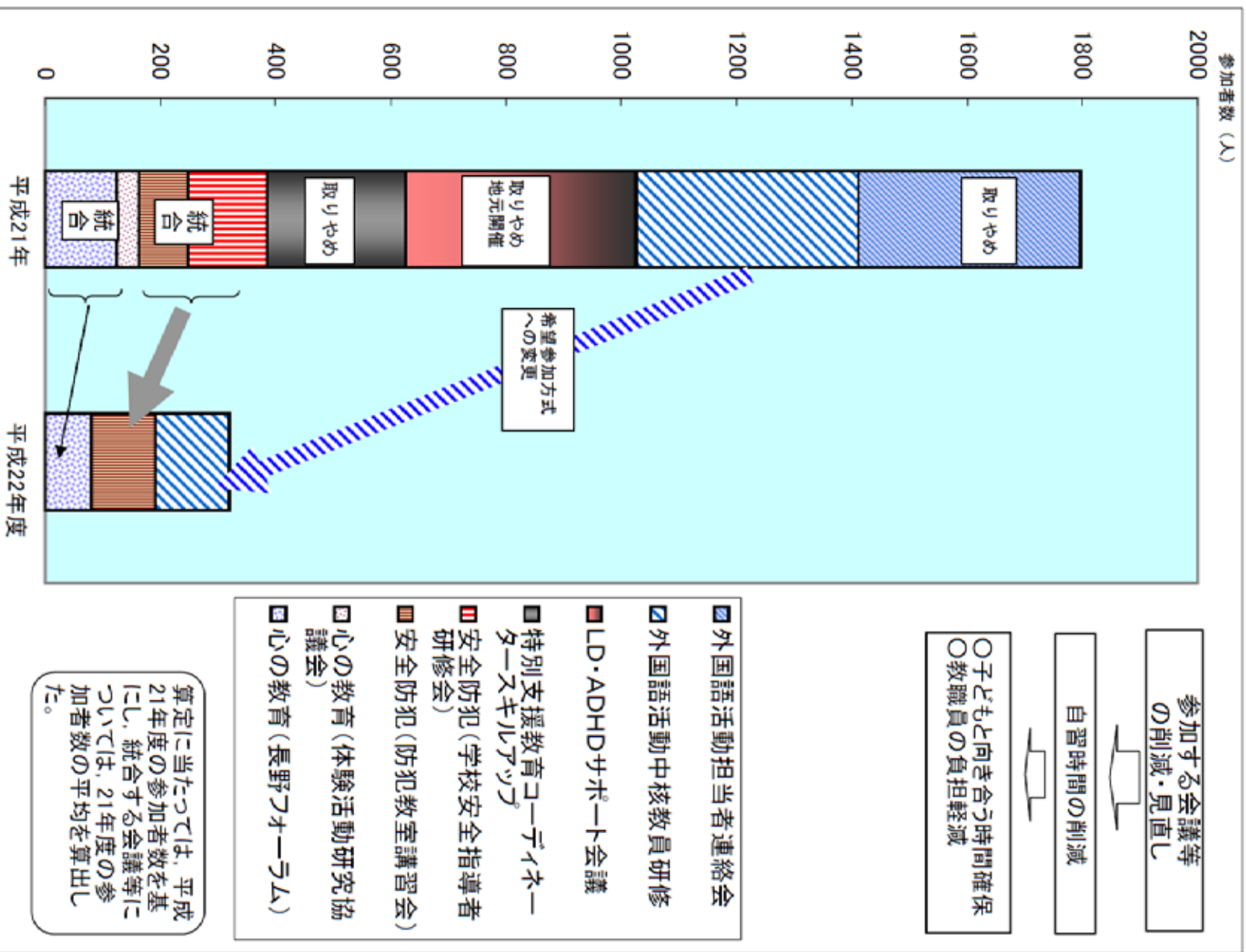
見直す会議等	見直しの理由	効果
LD・ADHD 児等 サポート会議 (400人)	市町村教育委員会や校長会等 開催の地域密着型へ変更する ため。	地元開催になり、子どもの下校後開催が 可能となり、自習時間が減る。

(8) その他の取組

県教育委員会から発信する会議等の開催通知や文書については、より簡便な形式にするとともに

に、電子メールや電子申請等を積極的に活用する。(例えば指導主事訪問要請計画票、総合教育センター申込、特別支援教育新任担当研修会申込など)
 会議等にかかわって県教育委員会が行う調査依頼文書については、類似文書の整理、調査項目の精選等を行い、担当職員や教頭、校長等の負担軽減を図る。(例えば、教職員状況調査「義務教育課」、体育に関する調査「スポーツ課」) など

【グラフ1】 1400人程の教職員が参加する会議等を見直しました！



検討会議では、実際に学校ではどの程度の出張があるのが把握するため、平成19年度はA市B小学校、平成20年度はC市D中学校に聞き取り調査を行い、出張が最も多い時期とされる9～11月の3ヶ月間の状況をまとめた。
 月別の欄の数字は、授業時間に会議等へ出張した時間数を記している。その全てが自習となったわけではない。

平成19年度 A市B小学校の場合

教育会館へ車で40分 各学年3学級、2つの特別支援学級で編制

		9月(理由)	10月(理由)	11月(理由)	合計	備考
1年	教諭1			3市就学支援委	3	就学支援係 特別支援教育 コーディネーター
	教諭2			2郡委員会	2	
	教諭3		15 総合教育センター 研修 絵画審査会	3講師派遣	18	10年研対象者
2年	教諭4			2人権連絡会	2	
	教諭5			1市就学支援委	1	
	教諭6	1郡委員会	5 総合教育センター 研修		6	
3年	教諭7	2郡委員会			2	
	教諭8		2郡授業研		2	
	教諭9		1支会委	1市就学支援委	2	
4年	教諭10	5郡授業研		12公開研究会	17	
	教諭11			1支会委員会	1	
	教諭12		6郡委員会	6 総合教育センター 研修	12	
5年	教諭13	5 総合教育センター 研修 実践研究	3 支会委員会	7 市就学支援委 実践研究	15	実践研究受講者
	教諭14				0	
	教諭15	2 学校安全教育指導者 研修	6郡委員会		8	
6年	教諭16				0	
	教諭17		2地域行事		2	
	教諭18	2郡委員会	4郡代議委員会	3市学力向上委	9	教務主任
特別支援	教諭19	8 郡委員会 実践研究	1郡委員会	10 郡委員会 実践研究	19	実践研究受講者
	教諭20			1市就学支援委	1	
音楽科	教諭21		8郡委員会	12 中学音楽指導 公開授業研	20	
理科 専科	教諭22		15 5年研	4支会委員会	19	5年研対象者
合計		25	68	68	161	

実践研究:総合教育センターが実施している「実践研究講座」

平成20年度 C市D中学校の場合

教育会館へ車で10分

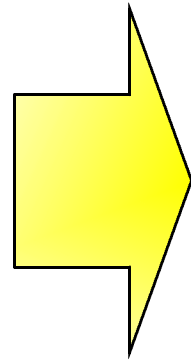
各学年7学級, 2つの特別支援学級で編制

	教諭	9月(理由)	10月(理由)	11月(理由)	合計	備考	
1年	教諭 1		5 郡委員会 人権教育研修	8 連合教科 人権教育研修	13		
	教諭 2				0		
	教諭 3	3 感想文審査 郡委員会			3		
	教諭 4				0		
	教諭 5	2 郡委員会		6 総合コーポレート ネットワーク-養成研修	8		
	教諭 6	2 初任研	2 初任研	7 初任研 総合教育センター研修	11	初任者	
	教諭 7	6 5年研			6	5年研対象者	
	教諭 8	2 初任研	2 初任研	7 附属公開研究会 初任研	11	初任者	
	教諭 9				0		
	教諭 10			11 同好会研究 総合教育センター研修	11		
	教諭 11				0		
	教諭 12				0		
2年	教諭 13		1 中体連		1		
	教諭 14	6 体育センター-研修			6		
	教諭 15				0		
	教諭 16		1 郡委員会		1		
	教諭 17			6 同好会 視聴覚研究会	6		
	教諭 18				0		
	教諭 19		3 人権教育研修		3		
	教諭 20				0		
	教諭 21				0		
	教諭 22				0		
	教諭 23	2 高校体験入学	1 中体連		3		
	教諭 24		2 高校体験入学		2		
教諭 25		10 全県研究 県吹奏楽連盟	6 全県研究	16			
教諭 26	2 高校体験入学		7 総合教育センター 研修	9			
教諭 27			11 同好会	11	研究主任		
教諭 28	6 体育センター-研修 高校体験入学	4 高校体験入学 中体連		10			
教諭 29			3 同好会	3			
3年	教諭 30	2 県中スゴーツ 振興協議会	1 中体連		3		
	教諭 31	5 高校体験入学	10 高校体験入学		15	進路指導主事	
	教諭 32				0		
	教諭 33	2 生徒指導研究協議会	3 生徒指導研究協議会	4 生徒指導研究協議会	9	生徒指導主事	
	教諭 34				0		
	特別支援 教諭 35				0		
	特別支援 教諭 36		6 全県研究	1 郡委員会	7		
	教務 教諭 37				0		
	教務 教諭 38		17 長期研修	6 他県視察	23	長期研修該当者	
	合計		40	68	83	191	

移行期間中の小学校の標準授業時数について

〔平成20年度〕
【現行】

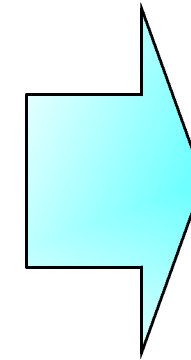
学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	- -	- -	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	869
理科	- -	- -	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	- -	- -	- -	- -	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	- -	- -	- -	- -	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	- -	- -	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
合計	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367



〔平成21・22年度〕
【移行期間】

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	- -	- -	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	- -	- -	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	- -	- -	- -	- -	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	- -	- -	- -	- -	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	567
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	- -	- -	95 (2.7)	100 (2.9)	75-110 (2.1-3.1)	75-110 (2.1-3.1)	345-415
外国語 活動	- -	- -	- -	- -	0-35 (0-1)	0-35 (0-1)	0-70
合計	816 (24)	875 (25)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5576

黄色は現行と異なる部分



〔平成23年度以降〕
【新課程】

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	- -	- -	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	- -	- -	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	- -	- -	- -	- -	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	- -	- -	- -	- -	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	- -	- -	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語 活動	- -	- -	- -	- -	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

水色は移行期間と異なる部分

注：()内は週当たりのコマ数。

移行期間中の中学校の標準授業時数について

〔平成20年度〕 【現行】					〔平成21年度〕 【移行期間】					〔平成22年度〕 【移行期間】					〔平成23年度〕 【移行期間】					〔平成24年度以降〕 【新課程】				
学年 教科等	1	2	3	計	学年 教科等	1	2	3	計	学年 教科等	1	2	3	計	学年 教科等	1	2	3	計	学年 教科等	1	2	3	計
国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	国語	140 (4)	140 (4)	105 (3)	385
社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295	社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295	社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295	社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295	社会	105 (3)	105 (3)	140 (4)	350
数学	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	数学	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350	数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385	数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385	数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385
理科	105 (3)	105 (3)	80 (2.3)	290	理科	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	理科	105 (3)	140 (4)	105 (3)	350	理科	105 (3)	140 (4)	140 (4)	385	理科	105 (3)	140 (4)	140 (4)	385
音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270	保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270	保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270	保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270	保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315	外国語	140 (4)	140 (4)	140 (4)	420
道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
選択教科等	0~30 (0~0.9)	50~85 (1.4~2.4)	105~165 (3~4.7)	155~280	選択教科等	0~15 (0~0.4)	50~85 (1.4~2.4)	80~140 (2.3~4)	130~240	選択教科等	0~15 (0~0.4)	15~50 (0.4~1.4)	45~105 (1.3~3)	60~170	選択教科等	0~15 (0~0.4)	15~50 (0.4~1.4)	10~70 (0.3~2)	25~135	総合的な学習の時間	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)	190
総合的な学習の時間	70~100 (2~2.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	210~335	総合的な学習の時間	50~65 (1.4~1.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	190~300	総合的な学習の時間	50~65 (1.4~1.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	190~300	総合的な学習の時間	50~65 (1.4~1.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	190~300	合計	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	3045
合計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940	合計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940	合計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940	合計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940					

水色は移行期間と異なる部分

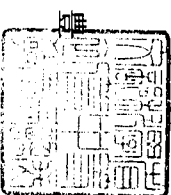
黄色は現行と異なる部分

注：()内は週当たりのコマ数。

20初初企第82号
平成21年3月31日

都道府県・指定都市教育委員会
総務担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課長 常盤



(印影印刷)

文部科学省が行う調査の見直しについて (通知)

標記のことについて、「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)及び「学校現場の負担軽減のための取組について」(平成20年3月31日学校現場の負担軽減プロジェクトチーム取りまとめ)を踏まえ、文部科学省では、文部科学省が実施している調査文書等に関する事務負担の軽減に取り組んでおります。

平成21年度には、調査の統合・一括化、調査頻度の見直しを図るほか(別紙1)、調査計画を作成し、周知することとしました(別紙2)。

各教育委員会におかれましても、上記取りまとめの内容を参考にして、独自に行われている調査の見直し等について、具体的な目標を立て、学校現場の事務負担等の軽減に努めていただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれれば、このことについて、城内の市町村教育委員会に対しても十分周知いただきますようお願いいたします。

[本件連絡先]
文部科学省 初等中等教育局
学校マネジメントプロジェクトチーム
(電話) 03-5253-4111 (内線 2588)
(ファックス) 03-6734-3731
(メールアドレス) syoto@next.go.jp

文部科学省が行う調査の見直しについて

(1) 調査の見直しの概要

公立学校を対象として行っている定期的な調査は、平成18年度を基準として見直しを行っているところであり、平成21年度の実施予定は次のとおりである。

	18年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (予定)
(1) 毎年度悉皆で行う調査	28	18	14
(2) その他の調査(隔年又は抽出)	10	13	17
計	38	31	31

※このほか、平成20年度に臨時に行われた悉皆調査が5件、抽出調査が5件ある。

(2) 平成21年度における調査の見直しの具体的な内容

①調査の統合

- ・ 毎年度悉皆で行う調査について、次の2つの調査の統合を行う。
 - 特別支援学校に関する調査
 - 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

②調査の実施頻度の見直し

- ・ 毎年度悉皆で行う調査について、次の4つの調査の実施頻度の見直しを行う。

○幼児教育に関する実態調査	2年に1回行うこととする
○学校図書館の現状に関する調査	同上
○日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査	同上
○学校健康教育の推進に関する調査	同上

③その他

- ・ その他の調査についても引き続き可能な限り調査項目の精選等の見直しに取り組むこととする。
- ・ なお、「小学校における自然体験活動実施状況調査(仮称)」が、毎年度悉皆で行う調査として、新たに行われる予定。

学校現場の負担軽減のための取組について

1. 学校現場の負担軽減について

平成20年1月17日の中央教育審議会答申では、教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等について、教職員定数の改善、外部人材の活用、地域での学校支援体制の構築などの方策に関する提言を行っている。

その中で、教師の事務負担の軽減の必要性については、次のように指摘している。

- 学校や教師が、授業時数の確保を図りつつ、各教科等の指導や生徒指導をはじめとした本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、教師の事務負担の軽減等が不可欠である。
- このため、事務職員の配置などの教職員定数の改善のほか、学校と地域との連携体制の構築により多様な形態の教員支援を可能とし、事務の外部化等を図る必要がある。

また、学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。

- 子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観の多様化を受け、子どもへの教育についての学校の指導の在り方に関して、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もある。審議の過程においては、教育委員会に学校に対する意見申立てのための第三者で構成される組織を設けるといった取組が提案されたところであり、このような体制の整備が重要である。

文部科学省では、平成18年7月に教員勤務実態調査を実施したが、この調査の結果を見ても、昭和41年と比べて、①事務・報告書作成や会議・打ち合わせなどの「事務的な業務」、②「生徒指導等」、③「補習・部活等」に要する時間が大幅に増加しており、教員の勤務時間管理からも学校の業務の軽減や効率化を進める必要がある。

また、文部科学省の調査によると、病気休職者数及び精神疾患による病気休職者数が増加しており、学校現場の負担を軽減していくことは、教員のメンタルヘルスの保持という観点からも重要な課題となっている。

本プロジェクトチームでは、昨年12月7日に「中間まとめ」をとりまとめ、その後、校務の情報化や学校の組織的な運営について議論を行ってきたところであるが、今回、「学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項」についてとりまとめた。

国並びに教育委員会及び都道府県私立学校担当部局（以下「教育委員会等」という。）においては、以下の事項を参考に学校現場の負担軽減の取組を進めることが望まれる。

II. 学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項

1. 調査文書等に関する事務負担の軽減について

- ① 調査事項の精選（調査の内容を見直す）
 - 学校現場の負担軽減を図るためには、まずは、調査や調査項目自体の必要性について見直すことが必要である。
 - このため、調査の内容を精査し、調査事項を真に必要なものに見直すことが考えられる。学校調査と教育委員会等調査を見直し、学校調査は、学校でしか回答できない調査事項に精査することが重要である。

（例）・調査の内容の精査

・類似の調査・調査項目の統合

② 調査方法の改善（調査の手法を見直す）

- 調査や調査項目の必要性について確認をしたうえで、調査の目的や内容に見合った調査の実施方法を設定し、学校現場の負担軽減を図ることが必要である。
- このため、調査の目的に見合った調査手法を工夫して設定すること、学校の業務の状況を考慮して、調査の実施時期や調査期間を設定することなどが考えられる。

（例）・調査対象や調査頻度の工夫

- ・調査票の見直し、標準化
- ・長期休業期間における調査の実施
- ・余裕を持った調査期間の設定
- ・類似調査の一括発送

③ 調査体制の改善（調査の重複を見直す）

- 異なる部局から同種の内容について重複して調査を行うことがないよう、調査等の内容項目を事前に調整する必要がある。
- このため、①国や教育委員会等の調査に関する窓口を設定すること、②学校の基本的な情報について、適切に管理し活用することが考えられる。

（例）・調査の担当部局・担当職員の明確化

・教育委員会等による学校基本情報や調査関係情報のデータベース化

④ 調査計画の策定（調査の見通しを示す）

- 定例的な調査については、一年間のどの時期にどのような調査があり、どの程度の事務量が発生するかということを各学校が予測できるようにすることも重要である。
- このため、調査の実施時期や調査内容等について年間計画を提示することが考えられる。

（例）・年間調査計画の提示

⑤ 文書処理の方針（行政組織が連携する）

- 都道府県教育委員会と市町村教育委員会、教育委員会等と学校が、意思疎通を図り、文書の処理方針を共有することが重要である。特に、学校現場の負担軽減という観点からは、学校からの意見聴取が重要である。
- このため、例えば、教育委員会と校長会等の関係組織が定例的に打ち合わせを持つなどの方法によって、年間の文書の処理方針について意見交換を行ったり、行政で管理できない発出主体からの文書（例えば、民間団体からの作文や絵画の募集など）について意見交換を行ったりするなどして、学校現場の負担

にならないよう文書の処理方針を検討するなどの工夫も考えられる。

(例)・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長会等の意見交換会の定期的開催

・文書処理に関する学校からの意見聴取

⑥ 事務処理の体制（学校内で連携する）

○ 各学校では、通常、教頭と事務職員が多くの文書の処理に当たっており、教諭が事務を担当する場合にあっては、学級担任でない教諭が多くの事務を担当している。しかしながら、近年、特別支援教育や生徒指導の必要性が高まり、該当の校務分掌を担う教諭の事務負担も増してきているとの指摘もあることから、こうした実情を踏まえて、校内事務体制を整備することが必要である。

○ このため、①文書事務に関する規定化を進めるとともにシステム化など処理体制の整備を進め、全教職員の共通理解のもと適正かつ円滑に処理される必要がある。また、②主幹教諭等の職も活用し、特定の者に事務処理が集中しないように体制の整備を進める必要がある。さらに③児童・生徒の名簿の管理その他、ICTの活用を進めることも考えられる。

(例)・教頭、事務職員等による校内事務体制の見直し

・副校長、主幹教諭の適正な活用
・校務処理へのICTの活用推進

2. 調査研究（モデル校）事業の在り方の見直しについて

① 指定の趣旨の明確化

○ 調査研究事業は、事業の実施を通じて、教育の質の向上や課題の解決等に資するものとして重要な役割を果たしている。学校の組織運営に関するものや学習指導要領の改訂、生徒指導等の指導内容・方法の改善に関するものなど、喫緊の課題として国が責任を負う施策の実現や教育施策の普及拡大の上での役割が大きい。

○ 調査研究事業の指定については、教育委員会等からの申請に基づいて指定しているが、指定校事業が重複しているような学校も数多く見受けられる。

○ このため、※国・都道府県・市町村で重複しないよう、指定の趣旨を明確化することが考えられる。併せて、その中で、調査研究事業の重点化や精選を図ることが考えられる。

② 運用面での負担軽減

○ 調査研究事業の多くは、各学校の日々の授業等の教育活動や学校の組織運営活動の実践を中心として実施することが重要であり、通常の業務に大幅な負担とならないように進めていく必要がある。

○ このため、※事務や会計処理の標準化・マニュアル化を進めること、
※研究授業や報告書等を簡素・合理化すること、
※新規の調査研究事業の事業内容を早期に周知すること
などが考えられる。

③ 研究成果の共有と活用

○ 調査研究事業は、指定を受けた学校の教育の質の向上や課題の解決に資するものであるが、調査研究の成果が必ずしも広く普及しないなどの課題が指摘さ

れている。調査研究の成果の共有は、教育界全体にとって研究の推進という重要な意味を持つとともに、当該学校で研究に携わった教職員にとっても仕事のやりがいにつながるものともなる。また、新たに研究を行う学校に対して適切な情報提供が行われれば、研究が円滑に立ち上がることとなり負担の軽減にもつながると考えられる。

- このため、研究公開や報告書等の内容を工夫し、
※調査研究の成果について共有し活用を進めることが考えられる。

3. 学校の校務運営体制の改善

① 主幹教諭の配置等による負担軽減

- 主幹教諭の配置等を促進し、例えば、主幹教諭等が中心となって予め意見集約を行うなど会議運営を効率化することで会議・打合せに係る負担の軽減を図ることや、生徒指導上の課題に主幹教諭を中心としてチームを編成し、組織的・機動的に対応し学級担任を支援することなどにより、学校現場の負担軽減を推進する。

② 事務職員の活用による負担軽減

- 事務職員の職務の明確化、大規模校等における事務長の設置、事務の共同実施などにより、事務の合理化・効率化を進めることにより、学校現場の負担軽減を推進する。

③ 校務の情報化による負担軽減

- 教員一人一台のコンピュータの配備により校務の情報化を推進し、情報の共有化や二次利用を可能とすることで、学校現場の負担軽減を推進する。その際、情報管理の徹底を図る。
また、円滑な導入に配慮し、学校の情報化を推進する担当部局や組織の教育委員会内への設置研修の実施、専門家の派遣、成績処理等の様式など文書の標準化・電子化の取り組みなどを推進する。

④ 校務の効率化による負担軽減

- 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教育職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整える。

4. 今後の検討事項

- 文部科学省において調査文書等の見直しをさらに進めるとともに、各教育委員会等や各団体において、調査文書等の削減等に関し具体的な目標を定めて取組を進めていくことが求められる。
- 学校現場の負担軽減を進めていくため、業務の組織化、情報の共有化の方向でさらに検討を進め、改善を図っていくことが求められる。
- 業務の組織化を進めるため、学校内でのマネジメント改善とともに、例えば、学校に対する意見申し立てに関して、法律上の問題その他の専門的な課題について教育委員会事務局等が学校を支援するなどの仕組みが求められるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。その際、文部科学省が平成20年度に実施する「教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業」における研究も参考として検討を進める。

- 情報の共有化を進めるため、ハード・ソフトの両面にわたる条件整備が必要となるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。
- 地域での学校支援体制の構築に当たっては、特に支援体制を構築していく過程における学校側の負担を考慮し、先進事例に関する情報提供などの支援を行うべく、具体的に検討を進める必要がある。

※以下略

20 教指第 742 号

平成 21 年(2009 年) 3 月 9 日

小 学 校 長
中 学 校 長
特別支援学校長
様

長野県教育委員会事務局
教学指導課長

小・中・特別支援学校への作文・ポスター等の募集、行事参加等の要請について

このことについて、別紙依頼通知(写)をもって、県教育委員会内関係各課及び関係機関に願
いしました。

つきましては、各学校におかれましても、児童生徒への負担軽減や授業時数の確保の観点から、
適切な取り扱いをお願いします。

長野県教育委員会事務局
教学指導課義務教育指導係
赤羽健次(課長) 大日方貞一(担当)
電話直通 026-235-7434
F A X 026-235-7495
E-mail kyogaku@pref.nagano.jp

20 教指第 742 号
平成 21 年(2009 年) 3 月 9 日

部(局)課長・室長
企画局 課長
議会事務局 課長
教育委員会事務局 課長
監査委員会事務局 局長
人事委員会事務局 局長
労働委員会事務局 局長

教学指導課長

小・中・特別支援学校を通じた児童生徒に対する各種作品募集及び行事等への参加要請について
(依頼)

例年、国・県・市町村や各種団体等から、小・中・特別支援学校を通し、児童生徒が各種作品募集や行事等へ参加するよう多くの要請があります。

このため、各学校においては、限られた貴重な授業時間を使い作品等を制作する等、児童生徒に多くの負担をかけている現状にあります。

つきましては、このような現状をご理解いただき、貴課等が実施する作品募集や行事等を下記の点から検討していただき、児童生徒の負担軽減につながるようご配慮願います。

記

- 1 各学校に対し、応募数や参加数を指定したり応募や参加を強く要請したりする等、強制的とも捉えられる方法は控え、学校及び児童生徒が、それぞれの自主的な判断で応募や参加ができるよう配慮すること。
- 2 作品募集や参加要請は7月上旬までに実施するようにし、授業時間を割くことなく、児童生徒が夏期休業等を利用し、自主的に作品の制作や行事参加への準備ができるよう配慮すること。
- 3 毎年度、県下の小・中・特別支援学校すべてに作品募集や参加要請をせず、地区割りを行うなど募集や要請の方法を検討すること。

教学指導課長義務教育指導係
赤羽健次(課長) 大日方貞一(担当)
内 線 4386
ファクシミリ 026 - 235 - 7495
電子メール kyogaku@pref.nagano.jp

20 教指第 742 号

平成 21 年(2009 年) 3 月 9 日

建設部
建設政策課長 様

教学指導課長

小・中・特別支援学校を通じた児童生徒に対する各種作品募集及び行事等への参加要請について
(依頼)

例年、国・県・市町村や各種団体等から、小・中・特別支援学校を通し、児童生徒が各種作品募集や行事等へ参加するよう多くの要請があります。

このため、各学校においては、限られた貴重な授業時間を使い作品等を制作する等、児童生徒に多くの負担をかけている現状にあります。

つきましては、このような現状をご理解いただき、貴課等が実施する作品募集や行事等を下記の点から検討していただき、児童生徒の負担軽減につながるようご配慮願います。

記

- 1 各学校に対し、応募数や参加数を指定したり応募や参加を強く要請したりする等、強制的とも捉えられる方法は控え、学校及び児童生徒が、それぞれの自主的な判断で応募や参加ができるよう配慮すること。
- 2 作品募集や参加要請は7月上旬までに実施するようにし、授業時間を割くことなく、児童生徒が夏期休業等を利用し、自主的に作品の制作や行事参加への準備ができるよう配慮すること。
- 3 毎年度、県下の小・中・特別支援学校すべてに作品募集や参加要請をせず、地区割りを行うなど募集や要請の方法を検討すること。

教学指導課長義務教育指導係 赤羽健次(課長) 大日方貞一(担当) 内 線 4386 ファクシミリ 026 - 235 - 7495 電子メール kyogaku@pref.nagano.jp
--

20 教指第 742 号

平成 21 年(2009 年) 3 月 9 日

«市町村名»教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

小・中・特別支援学校への作文・ポスター等の募集、行事参加等の要請について
(依頼)

例年、国・県・市町村や各種団体等から、小・中学校を通し、児童生徒が各種作品募集や行事等へ参加するよう多くの要請があります。

このため、各学校においては、限られた貴重な授業時間を使い作品等を制作する等、児童生徒に多くの負担をかけている現状があります。

つきましては、このような現状をご理解いただき、貴委員会が実施する作品募集や行事等下記の点から検討していただき、児童生徒の負担軽減につながるようご配慮願います。

なお、別添の小・中学校長あて通知を、貴所管の小・中学校へ配付願います。

記

- 1 各学校に対し、応募数や参加数を指定したり応募や参加を強く要請したりする等、強制的とも捉えられる方法は控え、学校及び児童生徒が、それぞれの自主的な判断で応募や参加ができるよう配慮願います。
- 2 作品募集や参加要請は7月上旬までに実施するようにし、授業時間を割くことなく、児童生徒が夏期休業等を利用し、自主的に作品の制作や行事参加への準備ができるよう配慮願います。
- 3 毎年度、県下の小・中学校すべてに作品募集や参加要請をせず、地区割りを行うなど募集や要請の方法を検討願います。

長野県教育委員会事務局 教学指導課義務教育指導係 赤羽健次(課長) 大日方貞一(担当) 電話直通 026-235-7434 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.jp
